

令和4年度木づかい空間整備事業 募集要領（二次募集） （長野県森林づくり県民税活用事業）

1 事業の趣旨

本県の豊富な森林資源を活かし、多くの県民が利用するまちなかの施設等での県産材利用を支援し、モデル性の高い木質空間の整備を促進することにより、県民の県産材利用の意識の醸成と県産材の利用拡大を図ることを目的として、先進的でモデル性の高い事業を公募し、優れた事業を応募した者に対して、予算の範囲内において、県が当該事業の実施に対する費用の一部を補助します。

なお、この事業は以下の要綱・要領に基づき実施します。

- ・木材関係事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）
- ・木づかい空間整備事業実施要領（以下「要領」という。）

2 補助の対象となる施設

民間事業者等が所有又は管理・運営する施設及び公共施設のうち、広く県民に利用されるなど、展示波及効果が期待できる以下の施設（以下「民間施設等」という。）とします。

タイプ		施設例
オフィス		事務所、テレワークオフィス等の執務空間、会議室
店舗	延床面積200㎡未満	飲食店、コンビニ等の小型な店舗、美容院等
	延床面積200㎡以上	商業施設、スーパー、宿泊施設等
公共スペース		学校・図書館・病院等の公共施設、市町村が整備する施設

※ 延床面積とは、補助対象となる部分の延床面積となります。

3 補助の対象となる事業主体の要件

事業主体は、民間施設等を所有又は管理・運営する者とし、次の要件に該当しない者とします。

- (1) 国又は都道府県であること
- (2) 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体であること
- (3) 政治的な活動を目的とする団体であること

4 補助の対象となる事業

(1) 木質化

民間施設等の木質化を伴う内外装工事を行うもの（新築、増築等も含みます。）

(2) 木の調度品設置

上記(1)の木質化に併せて木製の調度品の設置を行うもの

※ 上記に関わらず、下記に掲げる事業は対象としません。

- ア 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- イ 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- ウ 宗教的活動に関する事業
- エ 政治的活動に関する事業
- オ 公序良俗に反する事業

5 補助対象経費及び補助率等の内容

補助事業の対象経費及び補助額等については、次のとおりです。

事業の種類	(1)木質化	(2)木の調度品設置	
補助率	2分の1以内	4分の3以内	
補助対象経費	施設の木質化に係る経費のうち木工事費	施設への木の調度品*の設置に係る経費	
補助金額の上限	タイプ名	補助金額の上限	
	オフィス	225万円	
	店舗	200㎡未満	225万円
		200㎡以上	525万円
公共スペース	225万円		
備考	(2)のみを単独で実施する場合は補助対象外です。 (1)及び(2)の併用又は(1)の単独が補助対象とします。)		

※ 「調度品」とは、日常の事業活動において用いられる、机、椅子、ベンチ等の家具（小物類を除く。）とします。

6 補助の条件

基本要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の整備にあたり、他法令の制限等に十分留意すること。 (2) 補助事業により整備した場所や、取得した製品には「長野県森林づくり県民税」を活用した事業であることを表示するとともに、事業の情報発信を行うこと。 (3) 県産材のPRに向けた取組を実施すること。 (4) 事業の内容を県ホームページ等で公表できること。 (5) 県の求めに応じて、県産材の普及啓発のための事例発表会に協力すること。 (6) 地球温暖化の防止の普及啓発のため、長野県産材CO₂固定量認証制度の申請をすること。
施設要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 長野県内の施設であること。 (2) 広く県民に利用される施設であること。 (3) 宗教的活動を目的とする施設又は場所でないこと。
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 木質化の場合、木材使用量の80%以上に信州木材認証製品*を使用すること。 ※「信州木材認証製品」とは、信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき、認証を受けた木材製品 (2) 木の調度品設置の場合、主として県産材を利用し、かつ県内で製造及び販売される調度品を設置すること。

7 審査と採択件数

(1) 審査方法

提出いただいた応募書類により、林務部信州の木活用課県産材利用推進室で補助要件に適合するか否かについての書類審査を行います。その後、当該事業の選定委員会における審査を行い、最終的な選定を行います。

なお、必要に応じて書類提出者に対するヒアリングを行います。

(2) 審査基準

選定委員会では、主に下表の事項について審査等を行い選定します。なお、審査結果は郵送により通知します。

審査項目
デザイン性の高い魅力的な木質空間となっているか
施設利用者数が多いか
県民への事業のPR等の情報発信性に優れているか(PR媒体の種類、PR内容の熟度、PR方法の工夫 等)
他施設への波及効果が高いか(取組の汎用性、費用対効果 等)
木材の利用方法に先駆的な取組みがあるか(木材の新たな利用方法の提案 等)
事業主体が長野県SDGs推進企業登録制度に登録されているか

(3) 採択件数 (予定)

4件

8 募集期間

令和4年(2022年)9月1日(木)から令和4年9月30日(金)までの期間に、事業主体の所在地を管轄する地域振興局林務課(15の一覧表)へ応募書類を提出してください。

※ 事業内容について、補助の条件に当たるかの確認や、応募書類の作成方法等について御不明な点がある場合は、応募書類を作成する前に地域振興局林務課又は林務部信州の木活用課県産材利用推進室に御相談ください。

9 応募に必要な書類

以下の書類を正副2部提出してください。なお、提出された書類は返却しません。

また、メールにより提出する場合は、容量等により受け取れない場合がありますので、受信確認を必ず行ってください。なお、誤送信等に御注意ください。

なお、別途、留意事項を御確認ください。

- ・ 事業計画書(要領様式第1号)
- ・ 事業内容が確認できる図面、仕様書等
- ・ 補助対象施設の設置箇所がわかる位置図
- ・ 事業費の内訳が確認できるもの(設計書、見積書等)
- ・ 木材使用量算出表(計画)
- ・ その他事業計画書を補足するための添付資料

※ 事業計画書及び要綱・要領の電子データは以下の長野県公式ホームページ上に掲載してありますので御活用ください。

URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/mokuzai/04kidukai.html>

※ 以下の手順で上記ホームページをご覧頂くこともできます。

長野県公式ホームページトップページ ⇒ 「目的から探す」の「組織・機関」
 ⇒ 長野県の組織一覧（本庁） ⇒ 林務部 ⇒ 県産材利用推進室
 ⇒ 木づかい空間整備事業 ⇒ 令和4年度事業

10 事業選定に係るスケジュール （予定であり変更になる場合があります）

- ・ 募集開始（令和4年9月1日（木））
- ・ 事業計画書の提出（令和4年9月1日（木）～9月30日（金））
- ・ 提出書類の確認（令和4年10月上旬～中旬）
- ・ 選定委員会（令和4年10月下旬）
- ・ 選定結果通知・補助金内示・交付申請受付（令和4年11月上旬から順次）

11 事業の着手

事業選定後、補助金交付申請書（要綱様式第1号）等を提出していただき、補助金の交付決定を受けて事業に着手することができます。交付決定より前に実施した事業については補助の対象となりませんので御注意ください。

※ 事業計画書に記載された事業でやむを得ない事由があると認めた場合にあっては、交付決定前に着手することができます。（要領第9の早期着手協議書（要領様式第2号）を提出してください。）

12 事業選定後の事業の流れ

段 階	内 容
実 施 通 知	○ 長野県林務部長（地域振興局経由）から事業主体あてに、事業が選定された旨の通知が送付されます。
↓	
交 付 申 請	○ 事業主体は実施通知及び地域振興局長（以下「局長」という。）から補助金額の内示があつときは、概ね1ヶ月以内に補助金交付申請書（要綱様式第1号）等を地域振興局に提出してください。
↓	
書 類 審 査 補助金交付決定	○ 地域振興局において申請書類を審査し、補助金交付決定通知を送付します。（交付申請から2週間程度）
↓	
事 業 着 手	○ 事業主体は補助金交付決定後、速やかに事業に着手してください。 ○ 事業途中、当該地域振興局で現地調査を行う場合があります。
↓	
変 更	○ 変更がある場合は、変更承認を受けた後、変更申請が必要となります。
↓	

事業完了	○ 事業完了は、令和5年(2023年)2月28日(火)を期限とします。
↓	
実績報告	○ 事業完了後、事業主体は速やかに実績報告書(要綱様式第1号)等を当該地域振興局に提出してください。
↓	
補助金調査 (現地及び書類)	○ 地域振興局の職員が現地にお伺いし、現地調査及び書類確認を実施します。
補助金額の確定	○ 局長は、実績報告の内容審査を行い、補助金額を確定し、結果を通知します。
↓	
補助金の支払い	○ 額の確定通知を受けた後、事業主体は、補助金交付請求書(要綱様式第7号)を当該地域振興局へ提出し、補助金の支払を受けます。

13 補助金の返還義務

次に該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- ・ 偽り又は不正の手段により、補助金の給付を受けたことが判明したとき
- ・ 補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき
- ・ 補助を受けた施設等を処分したとき(要領第19)

14 その他留意事項

- ・ 実際の補助金額は、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも応募書類に記載された所要経費額と一致するとは限りません。
- ・ 要領第18第2項に定める範囲内で概算払を請求することができます。(要綱第9の補助金概算払請求書(要綱様式第7号)を提出してください。)

15 応募書類提出先・問い合わせ先

○ 県現地機関【応募書類等の提出先、問い合わせ先（応募書類提出前の事前相談等）】

地域 振興局	担当課	住 所	連絡先(電話)・電子メール
佐久	林務課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	TEL:0267-63-3153 sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
上田	林務課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	TEL:0268-25-7138 uedachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
諏訪	林務課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	TEL:0266-57-2920 suwachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
上伊那	林務課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	TEL:0265-76-6825 kamichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
南信州	林務課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	TEL:0265-53-0424 minamichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
木曾	林務課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	TEL:0264-25-2224 kisoichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
松本	林務課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	TEL:0263-40-1928 matsuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
北アルプス	林務課	〒398-8602 大町市大町 1058-2	TEL:0261-23-6522 kitachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
長野	林務課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	TEL:026-234-9523 nagachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
北信	林務課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	TEL:0269-23-0216 hokuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

○ 県庁【問い合わせ先（事業全般）】

林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	TEL:026-235-7266 mokuzai@pref.nagano.lg.jp
----------------------------	--------------------------------	---

応募に必要な書類と書類作成上の留意事項について

1 事業計画書（要領様式第1号）

- (1) 事業計画書別紙1の事業概要書について以下に該当する場合、追記の御協力をお願いします。
 - ア 施設の所有状況が賃貸の場合
→管理・運営をする施設であるか確認したいため、欄外等へ「施設管理者」や「施設運営者」である旨を記載してください。
 - イ 木の調度品の設置を併せて行う場合
→木材使用量について、「木質化」と「調度品」を合わせた数値を記載してください。
 - ウ 事業内容の補助対象経費が税込の場合
→当該補助金に係る消費税仕入控除を行う場合は、「消費税仕入控除税額（注）」に、消費税額を控除した金額を補助対象事業費として補助金額を算出し、減額した金額に記載してください。
その他、課税事業主でない等の理由の場合は、欄外にその旨記載してください。
- (2) 事業計画書（要領様式第1号）の担当者氏名の連絡先は、質問等で問い合わせを行う場合がありますので、日中連絡が取れる連絡先を御記入ください。

2 事業内容が確認できる図面、仕様書等

- 補助対象施設の見取図・平面図に、木質化を行う箇所、木の調度品の設置箇所を明示してください。
なお、木質化のデザイン等配慮している箇所については、仕様がわかる資料等の添付も併せて検討してください。（イメージ図や写真等）

3 補助対象施設の設置箇所がわかる位置図

補助対象施設がわかる周辺位置図を添付してください。

4 事業費の内訳が確認できるもの（設計書、見積書等）

- (1) 補助対象経費は、施設の木質化に係る経費のうち木工事費となります。木質化前の施設の解体費、設備工事費等は補助対象になりません。木工事以外の工事も併せて行う場合は、補助対象工事とそれ以外を明確に分けてください。
なお、諸経費等を按分した場合は、補助対象経費とそれ以外の金額を明記してください。
- (2) 木工事の内訳書等の添付をお願いします。
- (3) 木の調度品について、主として県産材を利用し、かつ県内で製造及び販売されることが分かるものを添付してください。

5 木材使用量算出表（計画）

木の調度品の設置を行う場合は、木質化と木の調度品を分けて記載してください。

6 その他事業計画書を補足するための添付資料

その他、PRとなる資料、指定書類では説明できない部分の補足を行う資料がある場合は、添付をしてください。